

委員会出版物の転載・二次利用に関する取扱と申請について

公益社団法人電気化学会
溶融塩委員会

溶融塩委員会が発行する委員会誌(「溶融塩」「溶融塩および高温化学」)、溶融塩化学討論会講演要旨集、溶融塩化学講習会テキスト、その他)の記述、図表の転載・二次利用に関する取扱と申請については以下のように規定します。

1. 本委員会出版物の著作権の取扱

本委員会発行物に記載された内容はいずれも溶融塩委員会が著作権を有し、出版、翻訳、放送(インターネット上での配信を含む)などにおける利用に関して独占的所有権を有します。本委員会出版物の著作権の取扱の概要については「溶融塩委員会発行物の既刊分に関する公開・著作権取扱について」(<https://msc.electrochem.jp/rule.files/copyright.pdf>)をご覧ください。

なお、原稿を執筆された著者および共著者については下記の2次利用の権利を留保できます。

- ・ 原稿(本文・図版など)の学会・講演会・放送その他非営利目的の使用
- ・ 著者が執筆する書籍・出版物への転載
- ・ 著者が執筆時に所属する大学・研究機関等図書館への機関リポジトリへの登録(ただし、「溶融塩」および「溶融塩および高温化学」の掲載において提出した著者原稿版に限ります。出版後のPDFファイル等は登録できません。また、その他の出版物については登録できません。)

2. 転載・二次利用に関する手続について

本委員会出版物を転載・二次利用を行う場合は、所定の手続が必要です。

以下で示す「営利目的」とは、「個人または営利を目的とする団体や法人(企業・研究機関等)等において、その目的を達成するため、著作物を複製または放送(遠隔地への送信)を行ったり、出版物への採録を行ったりすること」を含みます。個人が正当な手段により入手した資料を社内で研修やセミナー等の実施のために不特定多数の参加者に配布・放映することも含まれます。一度入手した著作物が単に学術や研究開発の目的(論文執筆も含む)に使用され、それにより得る利益・報酬が出版における実費相殺に相当する場合(例:セミナーテキストの執筆等)はその限りではありません(非営利目的となります)。

非営利目的においては、どなたでも委員会に連絡することなく二次利用および転載することを許可します。ただし、転載元の書誌情報を明記して下さい。

(1) 著者および溶融塩委員会委員(法人委員を含む)による二次利用

営利・非営利に関わらず、無償で転載・二次利用を行うことを許可します。ただし、転載元の書誌情報を明記して下さい。

(2) 第三者による転載・二次利用

非営利目的においては、委員会に連絡することなく転載・二次利用を行うことを許可します。ただし、転載元の書誌情報を明記して下さい。なお、著作物の部分的引用、比較を目的としてデータを抜粋して利用するなど、正当な理由により改変を要する場合を除き、図版の改変を行うことはできません。

- (3) 第三者による営利目的での転載・二次利用（研修・セミナー等においてコピー・配布を行う場合）
配布者または主催者が「溶融塩委員会が著作権を保有する発行物の複写等の利用の関する補償について（<https://msc.electrochem.jp/rule.files/jaacc20201224.pdf>）に従い、本委員会委託先の学術著作権協会まで補償料を複写数に応じてお支払い下さい。この場合は、転載許可申請は不要です。
- (4) 第三者による営利目的での転載・二次利用（営利目的の出版物への転載）
転載許諾申請書に必要事項を記入の上、事務局まで送付願います。なお、審査結果によっては転載をお断りする場合があります。この場合、著作物の部分的引用、比較を目的としてデータを抜粋して利用するなど、正当な理由により改変を要する場合を除き、図版の改変を行うことはできません。また、書誌情報（引用情報）を明記する必要があります。この場合、次項の転載・二次利用使用料を所定の手続の下、お支払いいただきます。

3. 転載・二次利用使用料

- ・ 個人または法人が相互に著作物を授受する場合（著者および委員を除きます）
授受されたいずれかの方が本委員会委託先の学術著作権協会まで補償料をお支払い下さい。ただし、図書館法で定められた指定の公共図書館において私的使用のための複製を行う場合を除きます（著作権法第30条）
- ・ 資料内の図版を営利目的の図書等に転載する場合
図版を転載する場合は使用料として、原則図表1点につき、5,000円（税別）を請求させていただきます。

4. 著作権法の適用除外となる利用について

大学内の対面授業や学生指導における利用は著作権の適用外となりますので、正当な手段により入手した資料については自由に利用、配布ができます（共同研究先への提供等、研究活動には適用されませんのでご注意ください）。また、大学等、指定団体のオンライン授業における利用に関しては2021年度から一定の著作権保障により利用可能となる見込みです（現時点では未定）。ただし、2020年度中に限りの特例として無償で著作物を利用できることとなっております。

【参考】

- ・ 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）（平成30年5月18日公布）について
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
- ・ SATRAS 「『授業目的公衆送信補償金制度』補償金の『無償』での認可申請について」
（2020年4月6日付） https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/200406_ninkashinsei.pdf

問い合わせ先

溶融塩委員会事務局

mscj@electrochem.jp

以上